

厚生労働省職員（社会・援護局援護・業務課長）の募集について

令和 8 年 6 月 9 日
厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の課長級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

1. 公募する職員

厚生労働省社会・援護局援護・業務課長 1名

2. 職務内容

別紙のとおり

3. 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4. 応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

- ・課長級の職員に加え、室長・企画官級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

5. 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、6月24日（水）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

6. お問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 藤川、堀江
電話 03-5253-1111（内線 7071、7076）

社会・援護局援護・業務課長の職務内容

戦傷病者や戦没者の遺族等に対する援護施策を充実させるため、戦没者の遺骨の帰還や慰霊巡拝などの慰霊事業、戦傷病者や戦没者の遺族などへの援護年金等の支給、中国残留邦人への帰国援護や帰国後の生活支援などを推進している。

社会・援護局援護・業務課長は、戦傷病者や戦没者の遺族などに対する、戦傷病者戦没者遺族等援護法をはじめとした各種法律に基づく様々な援護について、以下の業務に取り組む。

【主な業務】

- 1 戦傷病者や戦没者の遺族に対する援護に関して企画及び立案並びに調整に関する業務を行う。
- 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、戦傷病者や戦没者の遺族などへの援護年金等の支給を迅速かつ適正に行うとともに、援護審査会の円滑な運営を行う。
- 3 各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、給付金等の支給を迅速かつ適正に行う。

【求められる能力】

- ・ 施策の推進に関する企画立案能力及び実務経験
- ・ 関係政務や与野党関係者、各府省庁、関係地方公共団体等への高い説明能力と円滑な調整能力
- ・ 課をとりまとめ課題に適切に対応するためのリーダーシップ、マネジメント能力